

九州大学SHAREオフィス規程

平成26年度九大規程第86号
制定：平成27年 2月 3日
最終改正：令和 3年 4月30日
(令和3年度九大規程第25号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第16条第3項の規定に基づき、SHAREオフィス（以下「オフィス」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 オフィスは、次に掲げる具体的業務を行う。

- (1) 九州大学が実施するスーパーグローバル大学等事業の運営に関すること。
- (2) 大学のグローバル化に関する国内外の調査・分析に関すること。
- (3) その他全学的なグローバル化の推進に係る支援に関すること。

(組織)

第3条 オフィスは、室長、室員及び協力教員をもって構成する。

(室長)

第4条 室長は、理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 室長は、オフィスの業務を掌理する。

(室員)

第5条 室員は、職員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 室員は、室長の命を受け、オフィスの業務を処理する。

(協力教員)

第6条 協力教員は、グローバル化の推進に関し専門的知識を有する教員のうちから室長が指名する。

2 協力教員は、室長の命を受け、オフィスの業務の処理を助ける。

(事務)

第7条 オフィスに関する事務は、事務局各課等の協力を得て、国際部国際企画課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、オフィスの運営等に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年2月3日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第9号）

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規程第25号）

この規程は、令和3年5月1日から施行する。